

## 1 目的

- ◆ 空家法改正(R5.12)により新たに「管理不全空家等※」が追加  
※そのまま放置すれば特定空家等になるおそれがある空き家
- ▶ 周辺影響が大きい空き家に対し、法に基づく措置を行う

## 手続きに関する要綱の制定 判定基準の策定

## 2 手続きに関する要綱の制定（川西市空家等対策の推進に関する要綱、7月制定予定）

- ◆ 措置の実施にあたり必要な事務手続きをルール化
- ◆ 適正管理通知文の送付後 **6か月以上**改善が見られない場合  
↳ **判定基準に基づき認定及び指導を検討**
- ◆ 指導文の送付後 **12か月以上**改善が見られない場合  
↳ **勧告を検討**
- ◆ 管理不全空家等に対する措置（指導・勧告）の流れ（例）
- ◆ 勧告期間に関するアンケート  
特定空家等の勧告件数全国トップ30区市町等に対し、指導から勧告までの期間を調査



※以後、定期的に経過観察し、必要に応じて、特定空家等の手続きに入る

## 3 判定基準の策定

- ◆ 専門部会にて判定基準の素案となる「現地調査チェックシート」を作成
- ◆ 今後、未対応となっている空き家（約300件）の全数調査を実施
- ▶ 調査結果をもとに、配点、管理不全空家等・特定空家等の判定方法及び基準点の整理

## 判定基準の策定

## 4 今後のスケジュール

6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
・要綱案の作成	・第1回協議会(要綱案の確認) ◎要綱施行 ・広報誌による周知	・判定基準案の作成、調整	・第3回専門部会(判定基準案の確認)	・認定準備	・第2回協議会(判定基準案の確認、管理不全空家等の認定(諮問・答申)) ◎判定基準の策定、管理不全空家等の認定	・指導書発送	・所有者対応		